

京都市情報公開審査会答申第83号の概要

|          |  |
|----------|--|
| 答申年月日    | 平成20年5月29日   |
| 請求内容     | 事前相談カード  |
| 所管課      | 都市計画局都市景観部風致保全課  |
| 所管課の決定   | 非公開決定  |
| 所管課の主張   | <p>1 条例第7条第1号に該当することについて<br/>当職にマンション建設予定地の規制内容の説明を求めた近隣住民の住所氏名が記載されているが、条例第7条第1号に該当するものである。</p> <p>2 条例第7条第2号に該当することについて<br/>許可申請者の提示した計画案には許可申請者のアイデアや固有のノウハウ等が含まれており、今後の許可申請者が風致地区以外の場所で同様の行為を行う場合に利用できるものであり、公開すると同種同業の法人との競争に影響を与え、事業上の利益を害すると認められる。</p> <p>3 条例第7条第6号に該当することについて<br/>ア 許可申請者は事前相談が非公開であることを前提にして、当職が風致地区条例に基づく許可の判断を行う上で必要な様々な情報を示すが、公開することを前提にすれば、許可申請者は、当職から情報が明らかとなることを恐れ、十分な情報を示さないこととなり、この結果、当職が、風致地区条例に基づく許可の判断を適正に行うことができないおそれがある。<br/>イ また、当職は、計画案によっては、風致地区条例に基づく許可の基準を緩和する場合があるが、これは個々の計画予定地の置かれている状況や周囲の環境が一定の基準を満たしていることを条件として、個別に判断するものであって、近隣地域で一様に許可基準を緩和するものではない。<br/>ウ 本件公文書にはこうした許可基準の緩和に関する情報が含まれているが、この情報を公開すると、許可基準を緩和することができない計画の許可申請者に対してまでも、「許可基準の緩和を受けられるかもしれない」との期待をもたせ、事前相談に対し「まず、基準の緩和ありき」との姿勢で臨む者が多く現れ、事前相談に相当な時間を要することになるなど、窓口の混乱や許可事務の遅延を引き起こすおそれがある。</p> |
| 不服申立人の主張 | <p>1 情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより、適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。</p> <p>2 本件マンションに係る建築計画の概要、建築主らの名称は京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例、建築基準法等の規定により、公にされており、公開しても建築主らの事業活動上の利益を害することにはならない。</p> <p>3 条例第7条第6号は、行政機関に広範な裁量権を与える趣旨ではない、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求されるとしている。京都市長は、実質的な支障の存在を示していない。</p> <p>4 行政手続法では、行政庁は審査基準を定めるにあたってはできる限り具体的なものとし、公にしておかなければならないと規定されている。審査基準にしたがって許可をしているのであれば、審査が完了した具体的事例を開示することが、京都市</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとは考えられない。</p> <p>5 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例が施行された。本件文書の公開を請求した時点で、今後は、本件と同一の建築物を建てられない状況になっていた。また、風致地区内における現状変更行為についての規制も見直されている。したがって、本件マンションへの指導の情報が他の事業者に知れたとしても、京都市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとは考えられない。</p>  |
| <p>審査会の判断</p> | <p>1 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、風致地区条例に基づく特定のマンション建設に係る許可申請の前段として許可申請者である法人と京都市との間で行われた事前相談の経過が記録されており、表紙部分に整理番号、カード提出年月日、申請人、行為地等当該許可申請に係る基本的な事項が記載されている。また、その続きに個別の相談・指導事項が日付ごとに整理されて時系列で記載されている。</p> <p>2 条例第7条第1号に該当することについて</p> <p>個人の携帯電話番号について、条例第7条第1号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 許可申請者の提示した計画案及びそれらに含まれるアイデアや固有のノウハウ等の情報は、後退距離、建築物の外観など完成した後には当該建築物の外から視認できるものである。当該建物については、すでに完成しており、結果として実現された内容については、明らかとなっていることから、公開しても、法人の事業活動上の利益を明らかに害するとは認められない。</p> <p>また、結果として実現されなかった内容についても、本件に関する限り、周囲の景観との整合性、条例等の基準との適合性を考えると特別なアイデアや固有のノウハウを含んでいるとまでは言えず、公開しても、法人の事業活動上の利益を明らかに害するとは認められない。</p> <p>(2) 申請人、代理人及び指定確認検査機関の担当者の肩書及び氏名については、法人が誰を雇い、どのような業務を担当させているかは、当該法人の内部情報であることから、公開すると、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。</p> <p>3 条例第7条第6号に該当することについて</p> <p>(1) 許可基準の緩和については、事案ごとの事情を考慮して、個別に判断が行われるものであり、過去に行われた許可基準の緩和の内容について公開しても、その判断が一般的に考えられる範囲で行われたものであれば、今後行われる許可に係る事務に対して著しく支障を及ぼすとは考えられない。さらに、本件の許可後に規制の内容が変更されている部分については、今後、許可申請を予定しているものに対し、影響は生じないものと考えられる。</p> <p>(2) ただし、本件については、歴史的環境や景観に対する影響が大きい事案であることから、当時の法令等に基づく規制を上回る内容を事業者の協力により実現した経過があるため、一般的に考えられるものとは異なる取扱いをしている部分がある。当該部分について公開することにより、今後許可申請を予定している者から、本件の取扱いを一般的なものと誤解し、同様の取扱いをするように求められ、風致地区条例に基づく許可に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> |